

# 高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種を実施しています

▷問い合わせ先＝健康推進課(☎⑩1581)

肺炎球菌症は、肺炎球菌という細菌が引き起こす病気です。この菌を含む唾液や痰が飛沫となって空中に飛び、これを吸い込むことで感染します。肺炎、気管支炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあり、特に高齢者での重篤化が問題となっています。

日常生活で起こる肺炎の原因菌は、肺炎球菌が一番多いと言われています。肺炎球菌には90種類の型があり、このワクチンは成人の重症の肺炎球菌症の約7割を占める23種類の型に効果があります。

高齢者の肺炎球菌ワクチンは、定期接種として受けることができるのは一人1回、決められた期間のみになりますので、ご注意ください。

▷本年度(平成30年3月まで)の対象

これまでに肺炎球菌ワクチン接種を1度も受けたことがなく、次の①②のどちらかに該当する人

- ①本年度対象年齢となる人(対象年齢などは右上表のとおり)
- ②60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器に重度の障がいがある人(詳しくはお問い合わせください)

【注意点】

- ・これまで、肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は対象になりません。
- ・平成23年度に、日本赤十字社の支援で、市内の医療機関で高齢者肺炎球菌ワクチンの無料接種が実施されました。過去の接種の有無はかかりつけの医療機関にご確認ください。
- ・5年以内に受けた人が、再接種すると注射した部分が硬くなる、痛む、赤くなるなどの症状が強くなる場合があります。

▷接種回数＝1回

▷接種料金＝市が1人につき、5,000円負担します。料金は医療機関によって異なり、差額は個人負担となります。

▷接種期間＝平成30年3月31日(土)まで

▷接種方法＝右下表の医療機関に予約票などを用意していますので、事前に医療機関にお問い合わせの上、直接医療機関で接種してください。  
※その他の医療機関で接種を希望する場合は、事前に健康推進課にお問い合わせください。

▷持参するもの＝健康保険被保険者証

(17) 広報大船渡 29.4.10(No.1100)

## 肺炎球菌ワクチン定期予防接種 対象年齢

年齢	生年月日
65歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日
70歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日
75歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日
80歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日
85歳	昭和7年4月2日～昭和8年4月1日
90歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日
95歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日
100歳	大正6年4月2日～大正7年4月1日

## 予防接種の実施医療機関

	医療機関名	電話番号
大船渡市	石倉クリニック	☎⑩2525
	いとう耳鼻咽喉科クリニック	☎⑩1333
	岩淵内科医院	☎⑩5355
	えんどう消化器科内科クリニック	☎⑩1555
	菊田外科・泌尿器科	☎⑩4075
	菊池医院	☎⑩1620
	滝田医院	☎⑩3108
陸前高田市	山浦医院	☎⑩3121
	山崎内科医院	☎⑩4448
	県立高田病院	☎⑤3221
	鶴浦医院	☎⑤2125
	鳥羽医院	☎⑤3515
住田町	二又診療所	☎⑤2220
	済生会陸前高田診療所	☎②7515
	県立大船渡病院附属住田地域診療センター	☎⑥3121
	櫻井医院	☎④2110

# 特定不妊治療の助成制度の一部が変わります～男性不妊治療も対象に～

▷問い合わせ先＝健康推進課母子保健係(☎⑩1581)

市では、不妊治療の経済的な負担を軽減するため、医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精、顕微授精)を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成しています。

本年度から、人口減少対策の一環として、助成制度の一部を変更します。

## ■平成29年度からの変更内容

- ①従来の特定不妊治療に加算されていた男性不妊治療について、別枠により1回につき10万円を限度に助成します(創設)。
- ②初回申請時の助成限度額を1回につき20万円から15万円に減額します。

▷対象＝法律上の婚姻関係にある夫婦で、次の条件を全て満たしている人

- ①両方またはいずれか一方が、特定不妊治療を開始した日以前から引き続き本市に居住している人
  - ②県で実施している「不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金」の交付決定を受けている人
- ▷対象となる治療＝医療保険の適用とされない特定不妊治療(体外受精、顕微授精)に限ります。

▷対象年齢および通算助成回数

- ・初回申請時40歳未満の人＝通算6回まで

# 5月31日まで山火事予防運動を実施中です

▷問い合わせ先＝大船渡消防署予防係(☎⑩2119)／三陸分署予防係(☎④2119)／綾里分遣所予防係(☎④2119)

春の野山は、空気が乾燥しているほか、落ち葉や枯草などが残り、火が燃え広がりやすい環境になっています。

林野火災の多くは、3～5月に集中しています。原因は、行楽や山菜採りのために山に入る人が増えるほか、農作業で行われる火入れなどが山林に飛び火することなどが考えられます。

山で火を取り扱う場合は、周りに燃えやすいものがないか確認する、終わったあとはきちんと消火できているか確認するなど、十分注意してください。



## もし飛び火してしまったら

- ①水をかける  
(積極的に水を運んで行う注水消火も有効です)
- ②叩き消し  
(生葉のついている枝で叩いて消しましょう)
- ③覆土・散土  
(燃えている物に土をかけ、埋めましょう)

火入れを行うときは、必ず許可を受けましょう。

▷連絡先／問い合わせ先  
農林課林業係(☎内線7125・7126)